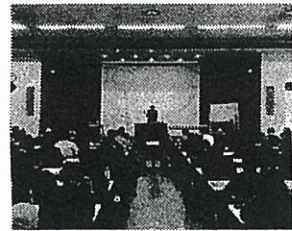


協定に基づき  
セミナー開催  
千葉・経協など3団体  
千葉県経営者協会（小  
島信夫会長）と千葉県労  
働基準協会連合会（岩山  
眞士会長）、千葉県社会保  
険労務士会（森義隆会  
長）は働き方改革セミナ  
ーを開催した（写真）。

3団体で締結した協定に  
基づくもの。東京大学の  
水町勇一郎教授が4月か  
ら順次施行となる働き方



改革関連法を解説した。  
同一労働同一賃金ガイ  
ドラインが昨年12月28日  
に告示された。国会審議  
を受け、正社員の労働条  
件を引き下げる対応は望  
ましくないと明記してい  
る。水町教授は「労働者  
の同意なく就業規則を変  
更した場合は、合理性が  
否定される可能性が高  
い」と注意を促した。